

第4回阿蘇市議会会議録

- 1.平成30年8月31日 午前10時00分 招集
- 2.平成30年8月31日 午前10時00分 開会
- 3.平成30年8月31日 午前10時50分 散会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	立石昭夫	2 番	竹原祐一
3 番	岩下礼治	4 番	谷崎利浩
5 番	園田浩文	6 番	菅敏徳
7 番	市原正	8 番	森元秀一
9 番	河崎徳雄	10 番	大倉幸也
11 番	湯浅正司	12 番	田中弘子
13 番	五嶋義行	14 番	高宮正行
15 番	古澤國義	16 番	阿南誠藏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	井手明廣	20 番	藏原博敏

欠席議員

なし

- 7.地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	阿南誠一郎	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	吉良玲二
土木部長	阿部節生	教育部長	市原巧
総務課長	村山健一	福祉課長	本山英二
農政課長	佐伯寛文	建設課長	中本知己
財政課長	山口貴生	教育課長	日田勝也
会計課長	大塚浩二	監査委員事務局長	種子野謙二
農業委員会事務局長	園田達也	税務課長	藤井栄治
ほけん課長	藤田浩司	観光課長	秦美保子
住環境課長	古閑政則	人権啓発課長	下村裕二
市民課長	岩下まゆみ	まちづくり課長	荒木仁
水道課長	浅久野浩輝	阿蘇医療センター事務局長	井野孝文
内牧支所長	本田良治	波野支所長	加藤勇二郎

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 石 寄 寛 二 議会事務局次長 山 本 繁 樹
書 記 山 本 悠 未

9. 議事日程

開会（開議）宣告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 第 3 回定例会で委員の任命同意推薦決定をした方のご紹介について

日程第 4 諸般の報告について（議長）

日程第 5 諸般の報告について（市長）

日程第 6 提案理由の説明

午前 10 時 00 分 開会

1 開会宣言

○議長（藏原博敏君） それでは、議会の皆さん、執行部の皆さん、おはようございます。

水田のほうも実りの秋を迎えつつあります。平成 30 年第 4 回阿蘇市議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私共に大変ご多忙の中、本会議にご出席をいただき、お礼を申し上げます。

本定例会に提出されます諸議案につきましては、後ほど佐藤市長のほうから説明がありますが、議員各位におかれましては、慎重に審査をしていただき、適正にして妥当な議決をいただきますようお願い申し上げます。

これより秋も深まりますが、皆様方におかれましてはご自愛の上、ますますご健勝にてご活躍賜りますようお願い申し上げ、開会の言葉といたします。

ただ今の出席議員は 20 名であります。従いまして、定足数に達しておりますので、平成 30 年第 4 回阿蘇市議会定例会をこれより開会いたします。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のうち、農業委員会事務局長が病気休暇のため出席できないことから、次長が出席していることを申し添えておきます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

それでは、早速議事に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（藏原博敏君） 日程第 1「会議録署名議員の指名」を行います。

今期、定例会の会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定によりまして、14 番議員、高宮正行君、15 番議員、古澤國義君の両名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

○議長（藏原博敏君） 日程第 2「会期の決定について」を議題といたします。

会期日程等につきましては、これより議会運営委員長が報告を申し上げます。

議会運営委員長、古木孝宏君。

○議会運営委員長（古木孝宏君） おはようございます。

議会運営委員会の会議の結果についてご報告をいたします。

議会運営委員会を 8 月 24 日に開催し、本定例会の会期日程等につきまして審議をいたしました結果、まず会期につきましては本定例会の付議事件が報告 5 件、議案 13 件及び認定 13 件の計 31 件であることから、会期を本日 8 月 31 日から 9 月 25 日までの 26 日間といたしました。

次に、本定例会における議案等の審議の方法であります。報告 5 件を除く議案 13 件、認定 13 件については、質疑の後、各常任委員会に付託をすることといたしました。議案等の審議については、ただ今申し上げましたように、会期中の日程に従って各常任委員会に付託されますので、自己の委員会の件についての質疑はご遠慮願いたいと思います。

次に、一般質問の取扱いについてご報告いたします。まず、一般質問の通告期限であります。9 月 5 日の午後 5 時までといたしました。また、質問時間ではありますが、答弁も含め 45 分間といたしておりますので、議員各位のご理解をお願いいたします。

なお、一般質問通告者は、質問者が執行部に対して的確に回答を求めるとに行っていることから、提出される際、質問の内容はわかりやすく記載して提出されますようお願いいたします。また、執行部におきましても、所管の答弁がスムーズに行われるよう、万全の体制を期していただきますようお願いいたします。

次に、執行部より 2 件の追加議案の申し出と 2 件の議員発議がありましたので、本日午前 9 時 30 分より議会運営委員会を開催しましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

まず、執行部より追加されます専決処分の承認について、工事請負契約の締結についての 2 件の取扱いと審議の方法であります。本日議案書の配付を行い、9 月 4 日、質疑の日の日程に追加し、議題とすることといたしました。議員発議の 2 件につきましても、9 月 4 日質疑の日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。また、追加議案である専決処分の承認について、工事請負契約の締結について、議員発議の意見書の提出については、委員会の付託を省略し、質疑の後、採決を行うことといたしましたので、議員各位のご理解をお願いいたします。

最後になりましたが、本日の議会終了後は全員協議会を開くことといたしておりますので、ご出席のほどをよろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 会期日程等につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおりであります。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

従って、会期日程等につきましては、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

日程第3 第3回定例会で委員の任命同意推薦決定をした方のご紹介について

○議長（藏原博敏君） 日程第3、第3回定例会で委員の任命同意推薦の決定をした方のご紹介を行います。

先の第3回定例会において、人権擁護委員候補者の推薦決定をいたしました。よって、本日、お見えいただいておりますので、ここでご紹介を申し上げたいと思います。

それでは、入場をお願いします。

（人権擁護委員 入場）

○議長（藏原博敏君） それでは、ご紹介を申し上げます。人権擁護委員候補者の推薦決定をいたしました佐伯省五様、中村庄司様、江藤龍二様、石田代志子様、岩永昭次様をご紹介申し上げます。なお、佐伯省五様、中村庄司様におかれましては、所用のため本日出席できないとのことであります。

それでは、早速、江藤龍二様から自己紹介をお願いいたします。

○人権擁護委員（江藤龍二君） おはようございます。今回、人権擁護委員の議会の推薦を得ました江藤龍二でございます。一生懸命頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 続きまして、石田代志子様、お願いいたします。

○人権擁護委員（石田代志子君） 皆様、おはようございます。推薦いただきました石田代志子でございます。私は福祉の仕事をずっとしておりまして、その中でいろんな子どもや、それから保護者の方、お年寄りの方と接してまいりました。微力ながらこの経験を生かして一生懸命頑張りたいと思います。どうぞ、ご指導をよろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 続きまして、岩永昭次様、お願いいたします。

○人権擁護委員（岩永昭次君） おはようございます。ご紹介いただきました岩永でございます。どうぞよろしくお願いいたします。日ごろより教育委員会活動、それから体育協会活動、公民館活動と、皆様方には大変お世話になっております。今回、ご推薦いただきました人権擁護委員は、大変、国、政治の中でも非常に重要な位置にあると思います。皆様方のご指導をいただきまして、地域の皆様方の発展と幸せのために、また、市の発展のためにも頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 人権擁護委員の皆様におかれましては、ご多用中にもかかわらずご出席をいただき、誠にありがとうございました。今後のご活躍をよろしく願いいたします。

それでは、ご退席をお願いします。

（人権擁護委員 退場）

○議長（藏原博敏君） 以上をもちまして、ご紹介を終わります。

日程第4 諸般の報告について（議長）

○議長（藏原博敏君） 日程第4「諸般の報告」を行います。

議長の諸般の報告につきましては、先ほど配付しました別紙報告書をご覧いただきたいと思っております。

まず、監査委員より、平成30年5月分から6月分までの例月出納検査報告書、及び阿蘇医療センターと水道課の定期監査結果報告書が提出されております。報告書につきましては、議会事務局に保管しておりますので、皆さん、ご自由に閲覧をお願いしたいと思います。

次に、市議会議長会等の開催状況についてであります。阿蘇市町村議長会による正副議長、各常任委員長及び議会運営委員長の研修会が7月17日、阿蘇市において開催されました。また、熊本県市議会議長会におきましては、8月23日、県下14市の議長が県庁に赴き、蒲島知事と意見交換を行ったところであります。詳細につきましては、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第5 諸般の報告について（市長）

○議長（藏原博敏君） 日程第5、市長の「諸般の報告」を行います。

市長。

○市長（佐藤義興君） おはようございます。まず冒頭に、西日本を中心に広域的、甚大な被害が発生した平成30年7月豪雨により犠牲になられた方々に慎んでご冥福を、そしてお見舞いを申し上げさせていただきます。

さて、今回の豪雨災害を受け、大自然の猛威に幾度も辛く、苦い経験をしてきた本市としても、早々に市役所本庁及び両支所に義援金箱を設置、本市の災害時、温かいご支援をいただきました愛媛県今治市と岐阜県関市に支援物資を送りました。また、人的支援として、県の要請に基づき、被害認定調査業務に精通した経験値の高い職員1人を愛媛県宇和島市に派遣。更に、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」にて、本市に対する寄附金額の3%を、災害救助法が適用された府県に送金する被災地支援パートナーシップに参画、被災地の早期復旧・復興に向け積極的に支援しています。昨今の相次ぐさまざまな自然災害の発生を踏まえ、本市も常に危機感を持って、さらなる防災・減災対策に注力し、市民の皆様の安心・安全な暮らしの確保に努めてまいります。

それでは、平成30年第4回阿蘇市議会定例会の開会にあたり、6月の定例会以降の諸般

の報告をいたします。

まず、総務部関係について報告します。

【総務課】

6月から活発な梅雨前線や変則的な経路をたどる台風の影響で、全国各地で豪雨被害が発生していますが、本市では心配された梅雨期も大きな被害に至らず、6月に消防団通常点検、操法競技大会が4年ぶりに開催でき、消防技術の向上が図られました。また、有事の備えとして、災害発生時の生活用品・食料品など、安定的な物資供給等の体制強化のため、新たに2社と協定を締結いたしました。

昨年6月、熊本県人事委員会に不利益処分に関する審査請求のあった飲酒運転等による懲戒免職については、本件処分に違法または不当となるべき事由が認められないとし、7月18日に処分庁、阿蘇市長が、「平成29年3月17日付けで、審査請求人に対して行った懲戒免職処分を承認する」との採決をいただきました。今後も職員の綱紀粛正と服務規程を徹底させてまいります。

地方行政の重要な担い手となっている地方公務員の臨時・非常勤職員の任用や処遇の厳格化等に向け、地方自治法及び地方公務員法の一部を改正し、会計年度適用職員制度が新たに創設、平成32年4月から施行されます。本市においても、臨時・非常勤職員の任用、服務規程等の整備、処遇面の向上を図り、会計年度任用職員への適切な移行を図る取り組みを進めます。

次に、市民部関係について報告します。

【市民課】

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会、メダルの原材料として小型家電をリサイクルしている「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に本市も参加。本庁及び両支所に携帯電話及びスマートフォン専用ボックスを設置し、回収を行っています。本制度を活用し、貴重なリサイクル金属がメダルとして蘇るよう市民の皆様にご協力をお願いし、資源の有効活用を推進します。

平成23年の策定後、九州北部豪雨災害を受け、平成25年に見直した阿蘇市災害廃棄物処理計画は、国の災害廃棄物対策指針や県の災害廃棄物処理計画等の改定と本市における熊本地震の経験等を反映させ、本年7月に新たに改定しました。今後も本計画の実行性を高めるため、点検や見直しを行ってまいります。

【福祉課】

共働き、一人親世帯の保護者の方が安心して安定した勤労ができる環境を整備するため、市内4箇所で開催後児童クラブ運営を委託していますが、各施設ともに受け入れ能力の不足や今後の部活動廃止で、利用者増加等の課題を抱えています。今回、特に不足している阿蘇西小学校の学童施設は、旧低学年棟の余裕教室を改修する計画で、本年度内に設計、来年度に国庫補助で事業を実施します。

【ほけん課】

国民健康保険事業は、特定健診対象の全ての方に受診券を送付したことで、夏季住民健診

は受診率向上につながりました。なお、未受診者対策は、秋季住民健診、個別検診の勧奨によって受診率向上を図り、とりわけ医療機関受診中の方には医療機関の協力をいただき、医療情報提供事業の普及・拡大に取り組んでまいります。

次に、経済部関係について報告します。

【農政課】

熊本地震での農地等の復旧は、8月22日現在、66.4%完了、復興基金を活用し、早期復旧を目指す熊本地震農地災害復旧加速化事業は、全ての対象者の方々と賃貸借契約を締結、年度内の工事完了と営農環境整備を図ります。

農業用施設は、既に99.4%の工事を発注、残り2件についても、協議等が整い次第、発注します。

被災農業者向け経営体育成支援事業も、8月22日現在、94.4%、1,084件が竣工、なお、この事業のうち道路整備等の公共工事等調整が必要な案件は協議を進めています。

株式会社米穀データバンクが発表した平成30年産水稻の作況指数は、全国で102、やや良と予測されており、県内も作況指数101、やや良と見込まれている中、本市管内では、田植え期以降、異常気象が続き危惧しておりましたが、平年並み、または、やや良で推移しているものと見られています。

一方、施設野菜は、高温による病害虫の影響が若干出ている作物もありますが、全体的に単価数量、販売金額ともに平年並み水準で推移しています。

国直轄事業で整備する4箇所の治療山事業は、他の工事と調整を図りながら順調に進捗しています。

県営治療山事業も、未施工箇所の入札準備が進められており、年内には契約が締結される予定です。

林業関係では、平成31年度から制度化される森林環境譲与税（仮称）を踏まえ、関係機関と連携し、本市の森林整備・保全等を進めてまいります。

【観光課】

今春、火口見学が再開、久しぶりに夏の観光シーズンを迎えた阿蘇中岳は、梅雨明け以降、気象の影響で夏には珍しい北西からの風が吹き、火山ガス等による立入規制が頻発、7月の阿蘇山公園道路の利用台数は7,500台と平成25年と比べ58%と落ち込みましたが、8月上旬から例年どおりの南よりの風に変わり、お盆の3日間で約5,000台と、平成25年並の多くの火口見学者が訪れました。8月6日から9日にかけて、4年に一度のユネスコ世界ジオパーク再認定審査が行われました。アメリカと中国の2人の審査委員が来訪され、ユネスコジオパークとしての適正や活動等を審査、終了後の講評では、「熊本地震や中岳噴火があったにもかかわらず、世界ジオパークとしての根幹がしっかりと確保されている」と評価をいただきました。また、これからの活動に対し、「熊本地震からの復興に向けた活動を最重要事項として取り組むことで、新しい教育や研究の価値が生まれる」などのアドバイスもいただきました。結果については、9月にイタリアで開催される世界会議で審議され、来春ユネスコ執行委員会を経て、正式に決定公表される予定です。

サイクルツーリズムは、サイクリストの観光案内、休憩施設となるサイクルステーション 10 箇所を設置を進めており、満足度の高い受入環境を整えます。

また、マウンテンバイクパークを活用し、8 月からバイクトライアル教室を開催、サイクルを通して連動した観光振興を高めていきます。

また、9 月の 1 日・2 日の両日、阿蘇神社近くのメイン会場でスタート・ゴールに、第 8 回大阿蘇元気ウォークを開催します。今年は北京オリンピックメダリストの末續慎吾氏をゲストに迎え、内牧温泉開湯 120 周年を記念し、昔ながらの温泉街を散策するコースも設置、温泉、湧き水など、特異な阿蘇らしさを体感していただく予定です。

【まちづくり課】

先般、開催された阿蘇市民復興まつりは、天候に恵まれ、地域の方々の多くの出店や趣向を凝らした催し、さらに今年は復興ねぶた協議会や自衛隊にも参加いただくなど、大盛況となり、市民の皆様が復興に向かって元気を取り戻しつつある姿を感じました。

一方、熊本地震以降、特産品の販売促進など、産業振興を目的とした各指定管理施設の来館者数、及び総売上額が地震前の水準に回復していない状況が依然として続いています。その状況を打破すべく、また国道 57 号北側復旧ルートなど、道路新設後の利用客増加等を見据え、各施設整備の機能改善・拡充及び受入体制を充実するなど、今後も計画的に施設利用者の利便性向上を図ります。

移住定住の促進、及び人口減少の抑制を目的に、空き家バンク制度や移住定住フェアへの参加など取り組みを進めています。8 月 7 日に大和ハウス工業株式会社熊本支社と協定を締結、移住定住促進・空き家対策など、相互に有する機能やノウハウを効果的に発揮できる、誰もが安心して暮らせるまちづくりの連携体制を構築しました。

次に、土木部関係について報告します。

【建設課】

阿蘇山直轄砂防事業は、管内土石流危険渓流の現状を把握し、地域の意見を反映するため、国・県及び地元等で組織する連絡会を立ち上げ、将来に亘り、特に土砂災害特別区域等、レッドゾーン、イエローゾーンの縮小が図られるよう情報交換を通じて、必要な調査や施設整備の要望を行います。中九州地域高規格道路は、熊本県側で唯一事業化された滝室坂トンネル工事（仮称）の着工式が 6 月 24 日に波野側工口で行われました。この着工は、今後大津～熊本間、竹田～阿蘇間の早期事業化の追い風になるものとすごく期待しています。市民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、一日も早い開通を願い、国への要望活動を継続的に重ねてまいります。

【住環境課】

仮設住宅、みなし仮設住宅に入居されている方の再建状況は、7 月末現在約 4 割の方が再建されています。災害公営住宅建設は、施工中の新小里団地以外の古神・小里・大道の 3 団地で設計が完了、この秋には着工する予定です。これらの完成は約 1 年後の見込みですが、被災された方の不安を早期に解消するため、災害公営住宅 4 団地の入居申し込み受付を 9 月から実施する計画です。また、住宅応急修理は、約 9 割が完了、現在も相談申請を受け付け

ている被災宅地復旧支援事業は、7月末現在72件が完了しています。

次に、教育部関係について報告します。

【教育課】

各小・中学校では、夏休み期間中、大きな事故もなく新学期がスタートしました。この期間中、各学校において、地元在住の大学生や阿蘇中央高校の生徒さんのご協力により、サマースクールを開催し、児童生徒の学力向上を図る機会をつくり、充実した教育活動が展開されました。また、教職員の全体研修会を開催し、さらなる指導力の向上を図っています。

学校関係施設の災害復旧工事は、阿蘇西小学校校舎を改築中であり、現在、杭工事が終了、1階校舎の基礎コンクリートの打設を行っており、来年3月末完成に向け、急ピッチで工事を進めています。また、小・中学校の安全管理体制強化を図り、児童生徒が安心して学校生活を送り、かつ登下校時に犯罪に巻き込まれることのないよう抑止効果も含め、防犯カメラの設置を計画しています。阿蘇市の宝である子どもたちを犯罪等が守るため、今後も学校・地域と一体となって取り組んでまいります。

社会教育では、8月5日に阿蘇郡市人権同和教育研究大会が南小国町で開催され、阿蘇市から360名ほど参加、幼稚園、保育園、小・中学校の実践報告等が行われました。

社会体育施設は、農村公園あびかの陸上競技場の災害復旧工事が終了、6月に全日本大学駅伝対校選手権記念大会が開催され、9月は阿蘇郡市学童陸上記録会、阿蘇郡市中学校陸上競技大会、熊本県民体育大会陸上競技会大会の開催が予定されています。

また、11月3日・4日に生涯学習講座の発表等の場である阿蘇市文化祭、11月10日に未来を担う子どもたちの発表の場である阿蘇市子ども芸術祭が、それぞれ阿蘇体育館で開催されます。多くの皆様にご観覧いただけるよう、広く周知してまいります。

次に、病院事業について報告します。

【阿蘇医療センター】

新病院開院以降、地域中核病院の役割を果たすため、様々な取り組みをスタートしてきました。本年4月からは院内に阿蘇がんサロン「笑がお」を開設、がん患者の方やご家族、支援者などが集まり、回を重ねるごとに情報交換や交流が深まり、参加者が増えています。また、月1回、国立病院機構熊本医療センター腫瘍内科部長の坂井医師に来院いただき、抗がん剤治療や緩和ケア提供等の充実を図り、がん患者の方やご家族が少しでも安心できる体制を構築しています。

7月末に市道「市立病院線」が開通、併せて玄関前ロータリーを改修し、10月からは路線バスの乗り入れが開始されるなど、医療センターへの交通アクセスがより便利になりました。今後も引き続き、歯科口腔外科の開設、医療機能の更なる充実など、環境整備に取り組んでまいります。

以上、第4回定例会の開会にあたっての諸般の報告といたします。

○議長（藏原博敏君） 以上で、市長の諸般の報告を終わります。

日程第6 提案理由の説明

○議長（藏原博敏君） 日程第 6、市長より「提案理由の説明」を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） 引き続きまして、平成 30 年第 4 回阿蘇市議会定例会提案理由の説明をさせていただきます。

報告第 12 号「専決処分の報告について」

本件は、平成 30 年 4 月 2 日、阿蘇市乙姫において発生した公用車の物損事故について、同年 7 月 13 日に示談が成立、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

報告第 13 号「専決処分の報告について」

本件は、平成 30 年 4 月 26 日、熊本市東区において発生した公用車の物損事故について、同年 7 月 10 日に示談が成立、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

報告第 14 号「専決処分の報告について」

本件は、平成 30 年 5 月 5 日、阿蘇山公園道路において発生した物損事故について、同年 7 月 4 日に示談が成立、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

報告第 15 号「専決処分の報告について」

本件は、平成 30 年 5 月 23 日、阿蘇市一の宮町宮地において発生した物損事故について、同年 8 月 1 日に示談が成立、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

議案第 59 号「阿蘇市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」

本件は、平成 31 年 2 月 1 日から個人番号カードを利用して、コンビニエンスストアに設置されている多機能端末より印鑑登録証明書を交付できるようにすることで、市民の利便性の向上が図れるよう、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 60 号「阿蘇市税条例及び阿蘇市手数料条例の一部改正について」

本件は、手数料の適正化を図るため、現行の手数料を見直し、これを改定したいので、これらの条例の一部を改正するものであります。

議案第 61 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について」

本予算は、第 2 号補正であります。

歳入では、普通交付税及び繰越金の確定額、平成 28 年熊本地震復興基金交付金等に係る県支出金等を計上しております。

歳出では、小・中学校防犯カメラ設置事業、中山間地域等支払交付金事業、熊本地震復興基金交付金事業等を計上しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 14 億 821 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 172 億 6,727 万 1,000 円といたしました。

議案第 62 号「平成 30 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 1 号補正であります。

歳出では、観光施設費を追加し、観光振興費及び予備費を減額しております。

なお、財源には、予備費を充用しておりますので、歳入歳出予算総額に変更はありません。

議案第 63 号「平成 30 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 2 号補正であります。

歳入では、分担金及び負担金、市債を追加し、繰越金を減額、歳出では、総務費を追加し、予備費及び災害復旧費を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 88 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 7 億 790 万 9,000 円といたしました。

議案第 64 号「平成 30 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 2 号補正であります。

本件は、主に平成 29 年度決算額の確定に伴い補正するものであります。

歳入では、国民健康保険税、繰入金及び繰越金を、歳出では、諸支出金及び予備費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 2 億 1,491 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 38 億 748 万 1,000 円といたしました。

議案第 65 号「平成 30 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 2 号補正であります。

本件は、主に平成 29 年度決算額の確定に伴い補正するものであります。

歳入では、繰越金を、歳出では、基金積立金、諸支出金及び予備費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 2 億 1,861 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 35 億 8,579 万 6,000 円といたしました。

議案第 66 号「平成 30 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 2 号補正であります。

本件は、主に平成 29 年度決算額の確定に伴い補正するものであります。

歳入では、繰越金を、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金及び諸支出金を追加し、予備費を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 786 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 4 億 2,992 万 8,000 円といたしました。

議案第 67 号「平成 30 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について」

本予算は、第 1 号補正であります。

歳入では、繰入金を減額し、繰越金を追加、歳出では、水道管理費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 701 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 3,042 万 6,000 円といたしました。

議案第 68 号「平成 30 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」

本予算は、第 1 号補正であります。

歳入では、繰越金を、歳出では、水道管理費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 278 万円を追加し、歳入歳出予算

総額を 1,558 万 3,000 円といたしました。

議案第 69 号「平成 30 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」

本予算は、第 2 号補正であります。

歳入では、繰越金を、歳出では、財政調整基金費及び予備費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 1,198 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 3,046 万 8,000 円といたしました。

認定第 1 号「平成 29 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 2 号「平成 29 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 3 号「平成 29 年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 4 号「平成 29 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 5 号「平成 29 年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 6 号「平成 29 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 7 号「平成 29 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 8 号「平成 29 年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 9 号「平成 29 年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 10 号「平成 29 年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 11 号「平成 29 年度阿蘇市土地改良事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

本件は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、平成 29 年度阿蘇市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について、議会の認定に付するものであります。

認定第 12 号「平成 29 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」

本件は、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、平成 29 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分について、議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定に基づき、同会計決算について、議会の認定に付するものであります。

認定第 13 号「平成 29 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について」

本件は、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき、平成 29 年度阿蘇市病院事業会計決算について、議会の認定に付するものであります。

報告第 16 号「平成 29 年度阿蘇市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項、及び第 22 条第 1 項の規定により、平成 29 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものであります。

議案第 70 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

本件は、旧慣による公有財産の使用権の一部を変更したいので、地方自治法第 238 条の 6 第 1 項の規定により議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定に基づき、同会計決算について、議会の認定に付するものであります。

議案第 71 号「熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」

本件は、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更したいので、地方自治法第 291 条の 11 の規定により構成市町村の議会において、同文議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定に基づき、同会計決算について、議会の認定に付するものであります。

以上、議案 31 件（報告 5 件、条例 2 件、予算 9 件、決算 13 件、その他 2 件）を本日上程いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

これもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、この後、11 時より全員協議会を開催しますので、ご出席のほどよろしくお願いたします。

お疲れでした。

午前 10 時 50 分 散会